

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、介護サービスを継続して提供できる体制を確保するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で介護サービス事業所・施設等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における介護サービス事業所・施設等について、以下のとおり定義する。

- (1) 介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- (2) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（次条（1）イの事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所
- (3) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）
- (4) 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）
- (5) 高齢者施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(補助事業者)

第3条 この補助金の対象事業者（以下、「補助事業者」という。）は、次に規定する介護サービス事業所・施設等を有する事業者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）
 - イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）
 - ロ 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
 - ハ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等

設等（イ、ロの場合を除く）

ニ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染者の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1) のイ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

イ (1) のイに該当する介護サービス事業所・施設等

ロ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

（補助対象事業）

第4条 介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行うこととし、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用のうち、令和5年1月1日以降に事業完了した分を助成する。

2 次の各号に掲げる要件を満たすものを対象とする。

(1) 前条(1)イ、ロに該当する事業所・施設等

イ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用として、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

ロ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保として、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

ハ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

ニ 感染性廃棄物の処理費用

ホ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

ヘ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用として、以下に該当するもの。代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※ロ、へは、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 前条 (1) ハに該当する介護施設等

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用として、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

(3) 前条 (1) ニに該当する高齢者施設等

イ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用として、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

ロ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

ハ 感染性廃棄物の処理費用

ニ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

ホ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添2-1、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり。（高齢者施設等に限る））

(4) 前条 (2) に該当する事業所

通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保として、以下に該当するもの。

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※代替サービス提供期間の分に限る

(5) 前条 (3) に該当する事業所

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用として、以下に該当するもの。
感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保及び感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、交付要綱別添3に掲げる基準額と、令和5年1月1日以降に事業完了となった対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 クラスタ発生等により、前項によりがたい場合は、知事に協議するものとする。

3 交付要綱別添3に定める基準単価は、年度単位で適用する。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 事業所別申請額一覧（別記様式第2号）
- (3) 事業所別個票（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 規則第22条の規定により、財産処分について知事の承認を受けようとするときは財産処分等承認申請書（別記様式第4号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- (6) 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める処分制限期間を経過するまでの期間とする。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあっては会計年度終了後30日以内に、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式第5号）により知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（交付決定までの標準的期間）

第9条 知事は第6条に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付を決定のうえ、補助金額を確定し、通知する。

(書類の提出)

第10条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、山形県健康福祉部高齢者支援課に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行し、令和5年10月1日から適用する。